

放置自転車の買受人募集要項（リサイクル） 東部ブロック

福岡市自転車の放置防止に関する条例に基づき、移動保管された自転車のうち、引き取りのない自転車で、リサイクル可能な自転車について、有償で買い受け、安全・安心な自転車として再生し、販売することができる者を募集します。

1. 契約件名 放置自転車の売払契約（リサイクル） 東部ブロック（単価契約）
※ 東部ブロックの範囲は福岡市東区、博多区及び南区となります。
2. 物件名 中古自転車
3. 売払予定額 自転車1台当たりの契約単価に台数を乗じた金額
(自転車放置防止条例に基づき、移動保管された自転車のうち、引取りのない自転車で次のいずれかの要件を満たすもの)
 - ① 防犯登録があり盗難車でないもの
 - ② 防犯登録がないが車体番号が明瞭で盗難車でないもの
4. 契約方法 単価契約
5. 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
6. 引渡日時 東区、博多区、南区の自転車対策担当課が指定した日時とする。
(引き渡しは、保管所毎に概ね月1回程度を予定。ただし、本市の業務の都合上やむを得ない事情が生じたときは変更することがあります。)
7. 引渡場所 別表1 東区・博多区・南区自転車保管所一覧のとおり
各保管所での引渡しとします。（運搬費等は買受人が全て負担）
8. 予定数量 221台（令和6年度下期実績）
9. 応募資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
 - (2) 福岡県内に業務の拠点となる事務所を有する者であること。
 - (3) 市内に自転車安全整備店及び自転車防犯登録所の登録を受けた販売店を有し、当該販売店において、本市から買い受けた自転車をリサイクル自転車として販売が可能であること。
 - (4) 古物営業法に基づく古物商の許可を持つ者
 - (5) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされているもの（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

- (7) この募集の掲示の日から、契約の相手方の決定の日までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく、競争入札参加停止の措置を受けていないもの、又は、措置要件に該当していないものであること。
- (8) 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第3に該当しないこと。
- (9) 事業協同組合等が申請を行った場合は、当該事業協同組合等に属する者は本件の応募資格を有さない。
- (10) 複数の個人・法人により構成されるグループで応募する場合は、グループの全員が上記応募参加資格の要件を満たすこと。
また、申請にあたっては共同事業体を結成し、代表者を定めるとともに、共同事業体として古物商許可を受けること。
- (11) 本市が契約を行っている「放置自転車の売払契約（スクラップ）（単価契約）」の受注者は、本件の応募資格を有さない。
- (12) 本件契約の履行にあたり、契約の解除等の措置を受けた者については、次回の募集に関して応募資格を有さないものとする。

10. 注意事項

- (1) 買受者は、契約期間において、予定数量に100分の80を乗じた数量以上の自転車を買取らなければならない。ただし、買受者の責に帰さない事由により、上記の数量を満たすことが困難と発注者が認める場合は、この限りでない。
- (2) 自転車の引き取りは、各区が指定する日時に行うものとする。
- (3) 引き取りは、各保管所において、市が指定した自転車の中から、買受者が引き取りする自転車を選別して行い、1月ごと（月末締め）に引き取りを行った自転車の台数について、翌月10日までに引取報告書（参考資料1）を電子メール等で提出するとともに、報告台数に1台あたりの契約単価を乗じた金額を、市が発行する納付書で指定期限までに支払うこと。
- (4) 保管所で選別した自転車に付属する部品については、全て引き取るとともに、責任をもって処理等を行うこと。
- (5) 引き取りする自転車を選別した後は、本市はその自転車についての一切の管理責任を負わない。
- (6) 本市から買い受けた自転車については、自己の責任において販売すること。
- (7) 本市から買い受けた自転車の販売にあたっては、製造物責任法による販売者の安全責任により、点検整備を行い、安全性を確保するとともに、TSマーク制度への加入の勧奨及び防犯登録の勧奨に努めること。
- (8) 市民からの問合せ等に対応するため、事前にリサイクル自転車販売店の連絡先等を市へ情報提供すること。
- (9) 自転車並びに付属部品を廃棄物として処理する必要がある場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関連法令を遵守し、適正に処理を行い、不法投棄は一切行わないこと。
- (10) 保管所においては、保管所係員の指示に従い、保管業務の妨げにならないように作業を行い、運搬に際しては関連法令を遵守し、落下事故等のないよう十分な安全確保に努めること。保管所係員が指定した保管所エリア以外への侵入や、選別した自転車以外の自転車（付属する部品等を含む）への接触は禁ずる。

11. 応募方法

応募資格及び注意事項を確認のうえ、下記の提出先に提出書類を持参してください。

提出先：福岡市中央区天神一丁目8番1号（福岡市役所6階）

福岡市道路下水道局管理部自転車課

提出期間：令和7年8月18日(月)～29日(金)

午前10時から午後5時まで

（但し、土日祝日及び正午から午後1時までを除く）

【提出書類】

(1) 申請にかかる書類

・自転車買受申請書（様式第1号）

・誓約書（様式第2号）

・自転車処理フロー

〔自転車処理フローについて様式は問いません。ただし、引き取りから自転車の販売までの詳細な流れが分かるように記載して下さい。〕

・リサイクル自転車を販売する販売店の所在地が分かる書類及び写真

・販売店以外で、自転車を保管する場合は、保管場所の所在地がわかる書類及び写真

(2) 各公的機関発行の証明書等の書類

(法人の場合)

・登記事項全部証明書

〔法務局発行の「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」
役員全員の名前が記載されていることを確認してください。〕

・直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し

(個人の場合)

・本籍地の市区町村発行の身分証明書及び申立書（様式第3号）

・財務諸表（様式第4号）

(法人・個人共通)

・役員名簿

※ 代表者（個人事業主を含む）、役員の氏名、氏名のフリガナ、生年月日を記してください。

・市町村税を滞納していないことの証明書

・消費税及び地方消費税納税証明書

・古物商許可証の写し

・自転車防犯登録所の登録が確認できるもの

・自転車安全整備店の登録が確認できるもの

※ 共同事業体で参加される場合は、「共同事業体協定書（様式第5号）」を提出するとともに、自転車買受申請書、自転車処理フロー及び古物商許可証の写し（共同事業体として許可を受けたもの）以外の提出書類については、構成員ごとに書類を提出してください。

12. 見積書提出日時及び場所（予定）

令和7年9月24日(水) 午後4時（福岡市役所6階 電算機室）

13. 要項の遵守

応募者が、この要項に反した場合や虚偽の申請を行った場合は、応募の参加及び契約を取り消すことがあります。

14. その他

今回の募集にあたって、保管所の自転車の下見を希望する場合は、令和7年8月20日(水)～22日(金) 午後3時から午後5時までの期間において可能としますので、希望の下見日の2日前までに必ず電話連絡のうえ、別添の「保管所下見予約票（様式第6号）」を本市担当者あてに電子メールで送信して申し込んでください。

15. 問い合わせ先

福岡市中央区天神一丁目8番1号（福岡市役所6階）

福岡市道路下水道局管理部自転車課 担当：佐藤

電話 092-711-4468 FAX 092-733-5591

電子メール bicycle.RSB@city.fukuoka.lg.jp

自転車対策担当課一覧

区名	課名	電話番号	FAX番号
東区	維持管理課	☎645-1062	☎632-8999
博多区	管理調整課	☎419-1071	☎441-5603
南区	維持管理課	☎559-5102	☎559-5096

別表1 東区・博多区・南区自転車保管所一覧

区名	保管所名	所在地	電話番号
東区	貝塚保管所	東区箱崎7丁目7番	☎633-3050
博多区	榎田保管所	博多区東比恵3丁目11-14	☎411-1706
南区	平尾保管所	南区大楠2丁目18番	☎524-0415

(参考資料1)

リサイクル自転車引取報告(令和 年 月度)

令和 年 月 日

(引取者名)

ブロック	月度	区	保管所	引取日	引取台数	単価	引渡金額
東部 ブロック	10	東	貝塚保管所		台	円	円
		博多	榎田保管所		台		円
		南	平尾保管所		台		円
		小計					台
	11	東	貝塚保管所		台		円
		博多	榎田保管所		台		円
		南	平尾保管所		台		円
		小計					台
	12	東	貝塚保管所		台		円
		博多	榎田保管所		台		円
		南	平尾保管所		台		円
		小計					台
	1	東	貝塚保管所		台		円
		博多	榎田保管所		台		円
		南	平尾保管所		台		円
		小計					台
	2	東	貝塚保管所		台		円
		博多	榎田保管所		台		円
		南	平尾保管所		台		円
		小計					台
	3	東	貝塚保管所		台		円
		博多	榎田保管所		台		円
		南	平尾保管所		台		円
		小計					台
合計					台	円	

最低引取台数(※)	177	台	引取残数	台
-----------	-----	---	------	---

※予定数量(221台)に100分の80を乗じた数量以上